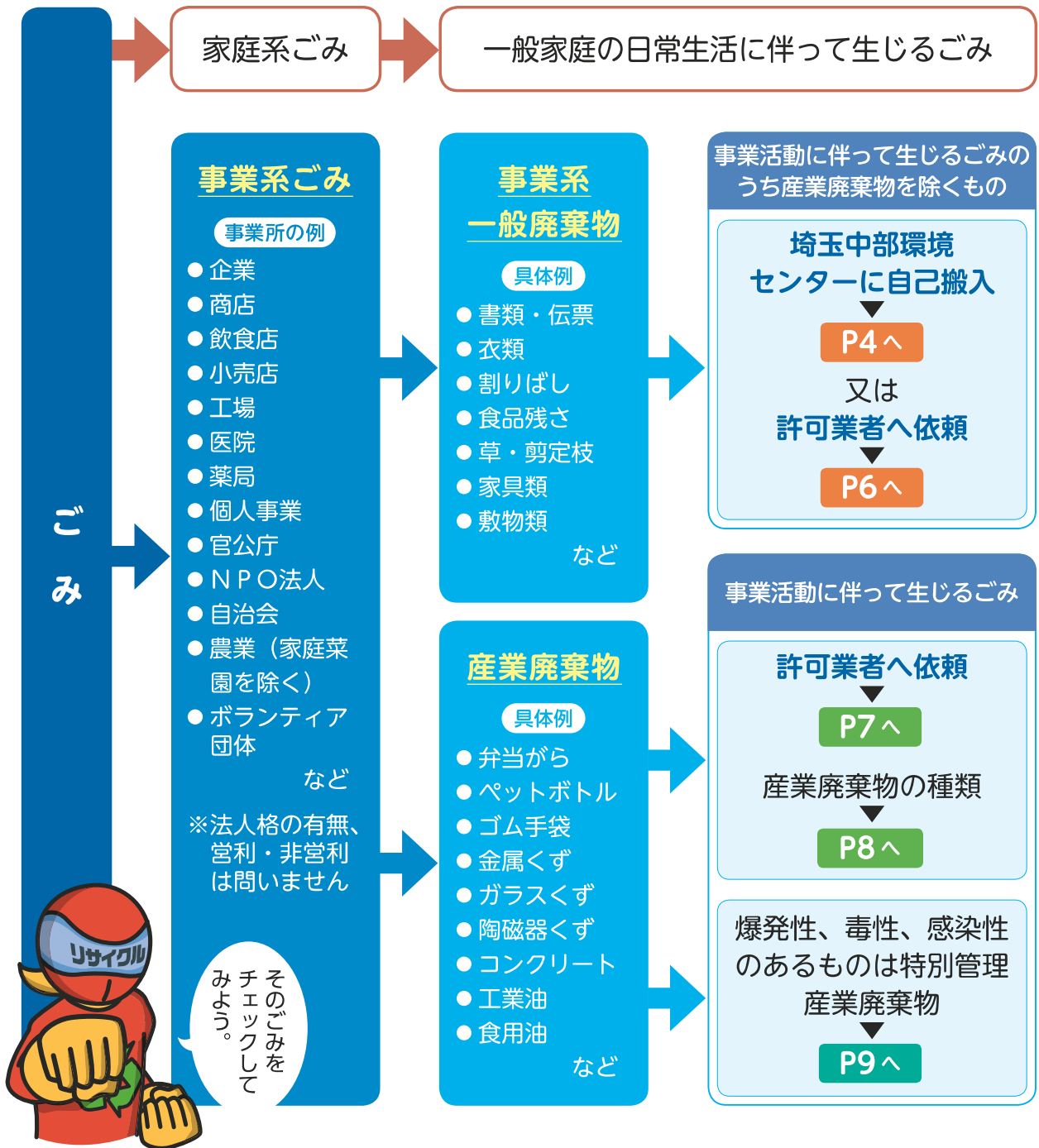


1 事業系ごみとは

ごみは、家庭から日常生活に伴って生じる**家庭系ごみ**と事業活動に伴って生じる**事業系ごみ**に大きく分けられます。



登場人物

ワケルンダーレッド

ごみの適正分別・排出を推進するホコリ高きヒーロー



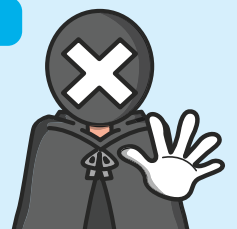
ワケルンダーホワイト

ワケルンダーの仲間。ごみを適正に排出する事業者



ナンデーモン

「よくわからないから」何でも分けずに捨てちゃう不適正な事業者



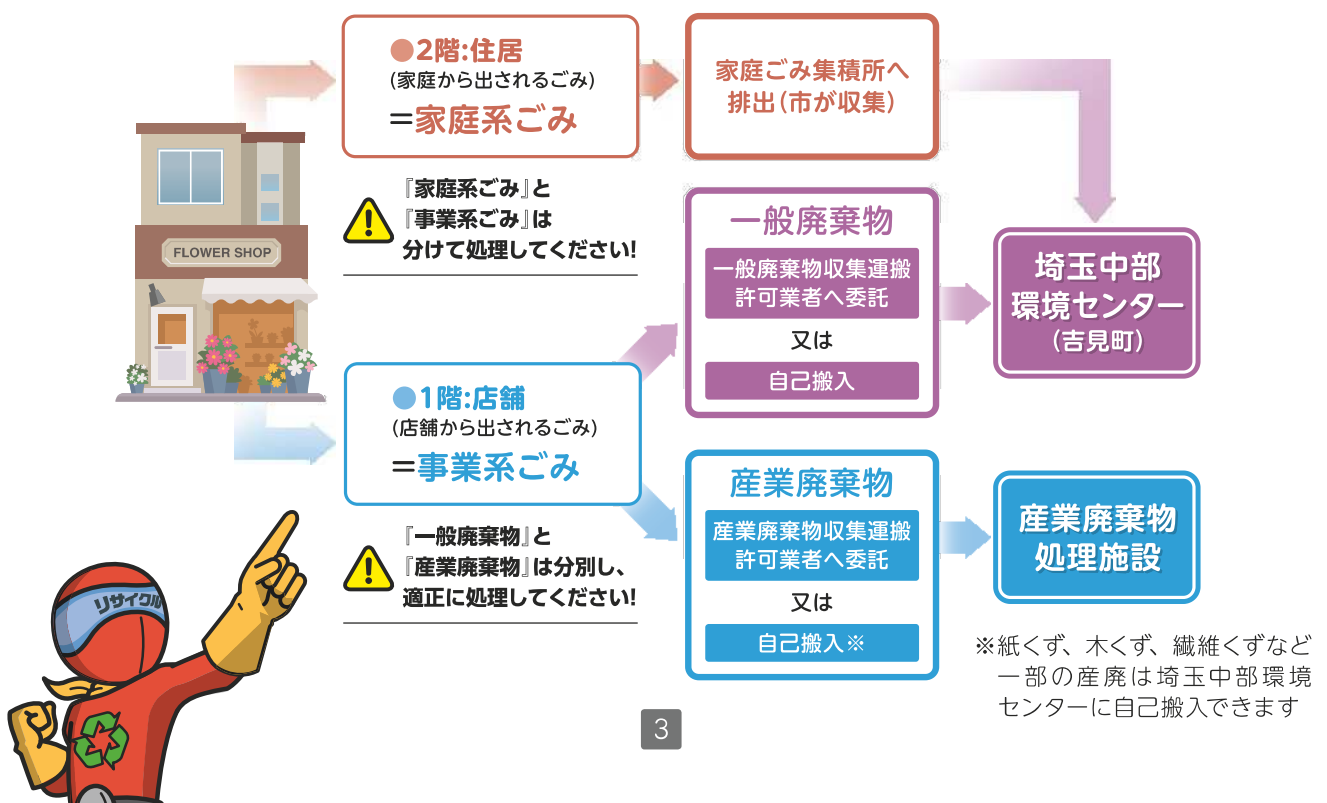
事業系ごみはたとえ少量であっても、
地域の家庭ごみ集積所に出すことはできません。

資源物に該当しても、
地域の資源回収場所に出すことはできません。



店舗付き住宅の場合は、家庭から出されるごみ（家庭系ごみ）と
店舗から出されるごみ（事業系ごみ）に分けて、

適正な処理をしてください。



2 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は次の2つのいずれかの方法で処理してください。

(1) 埼玉中部環境センター（吉見町）に自己搬入する方法

事業者自ら埼玉中部環境センターに事業系ごみを自己搬入することができます。持ち込みできる事業系ごみは、北本市のごみ分別で「もやせるごみ」「粗大ごみ」に該当する事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物です。

北本市のごみ分別で「もやせないごみ」に該当する事業系ごみは全て埼玉中部環境センターに搬入が不可能な産業廃棄物となるため許可業者と委託契約を交わしてください。(P7)

事業系一般廃棄物の受付・搬入場所等

【令和2年3月現在】

受付・搬入場所	受付時間	処理手数料
埼玉中部環境センター 吉見町大字大串 2808 番地 TEL : 0493-54-0666	平日 午前 9 : 00 ~ 12 : 00 午後 1 : 00 ~ 4 : 00	事業系一般廃棄物 10kg につき 180 円 産業廃棄物 10kg につき 200 円



自己搬入に際しては地図上 ■■■■■ で示した搬入用道路を通ってください。
 周辺には民家もあるため、速度、ごみの飛散に十分注意してください。

埼玉中部環境センターで受入れ可能なごみ

生ごみ、紙くず（一廃・産廃）、木くず（一廃・産廃）、繊維くず（一廃・産廃）
粗大ごみ対象品目（家具類、寝具類、家電製品、敷物类等）

粗大ごみの詳細は「北本市家庭ごみ・資源類分別マニュアル」
「全国ごみの日ナビ（スマホアプリ）」などを参照してください。



全国
ごみの日ナビ



北本市家庭ごみ・
資源類分別マニュアル



生ごみ



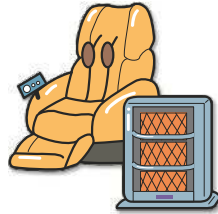
紙くず、繊維くず



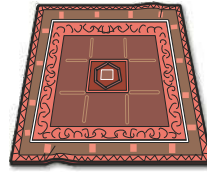
木くず



家具類



家電製品



敷物類

搬入禁止

建築
廃材

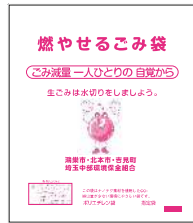


紙くず、木くず、繊維くずに該当
しても建設工事（解体工事含む）
に伴うごみは搬入できません

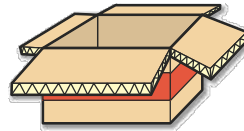
事業系ごみの外装



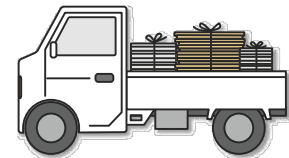
事業系ごみ袋（※）



指定ごみ袋（赤字）



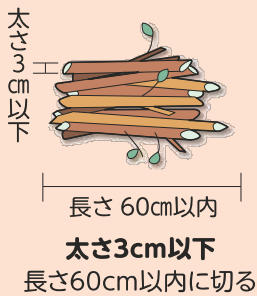
紙・布製の容器
（ダンボール等）



袋詰めしない
（ごみの飛散に十分注意してください。）

※事業系ごみ袋（70ℓ）を取り扱っているのは北本リサイクル事業協同組合（宮内 7-147 ☎ 048-591-6432）のみとなります。

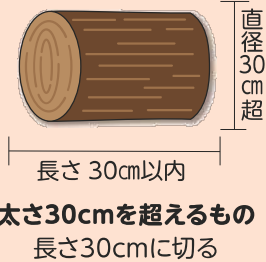
枝・木・幹類・角材の出し方



もやせるごみ



粗大ごみ



粗大ごみ

北本市一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者一覧（塵芥）

【令和4年9月1日現在】

	社名	住所	電話	産廃※
1	有限会社 飯塚商事	北本市東間2丁目77番地	048(591)2429	○
2	タカマツ 株式会社	北本市石戸宿3丁目91番地2	048(592)0081	○
3	有限会社 マツケン興産	北本市朝日2丁目152番地1	048(591)4138	○
4	青木清掃 株式会社	桶川市南1丁目2番地6	048(775)1551	○
5	日本環境マネジメント 株式会社	さいたま市浦和区仲町1丁目12番地1	048(834)5511	○
6	有限会社 瀬山商店	蓮田市上平野862番地1	048(766)2171	○
7	有限会社 大晃商事	鴻巣市人形3丁目2番地32	048(542)9792	○
8	株式会社フォレスト	熊谷市大字三ヶ尻3581番地1	048(532)3118	○
9	株式会社 十河サービス	東京都板橋区南常盤台1丁目18番地7	03(5995)3701	○
10	株式会社 小島商事	北本市山中1丁目277番地	048(591)4818	○
11	株式会社 高橋産商	さいたま市北区吉野町2丁目5番地12	048(652)8884	○
12	株式会社 高澤商店	東松山市六軒町18番地13	0493(23)6392	○
13	高松商事 株式会社	鴻巣市上谷1824番地1	048(541)4414	○
14	有限会社 石井商店	北本市高尾7丁目63番地	048(591)1664	○
15	北本リサイクル事業協同組合	北本市宮内7丁目147番地	048(591)6432	
16	勝栄 株式会社	北本市本町6丁目148番地	048(591)3624	○
17	株式会社 ぐんま東庄	群馬県高崎市寺尾町2312番地8	027(323)5331	○
18	SKサービス	鴻巣市大間2丁目11番地115	048(596)8185	
19	株式会社 加藤商事	さいたま市西区大字中釘2228番地5	048(624)1611	○
20	有限会社 橋場商事	鴻巣市上谷1400番地1	048(541)4111	○
21	中村商店	北本市朝日1丁目211番地	048(592)8291	○
22	株式会社 ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山3884番地	048(533)0652	○
23	クリーンシステム 株式会社	さいたま市浦和区常盤5丁目2番地18	048(831)4615	○

※産廃…産業廃棄物処理（収集・運搬）業者の略

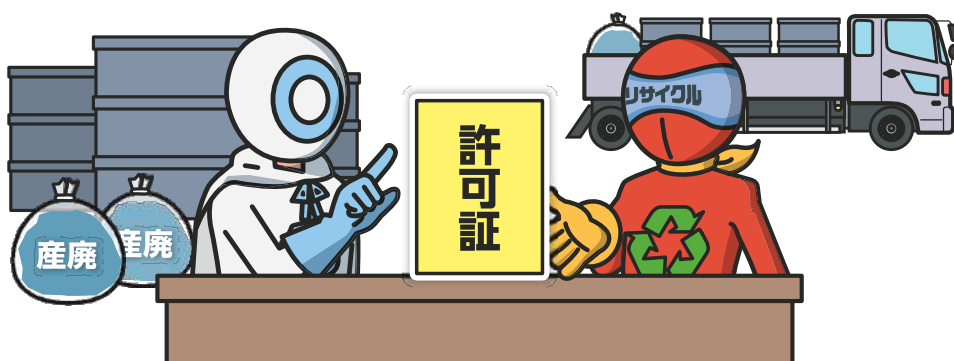
3 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の収集運搬、処分について許可業者と委託契約を交わしてください。処理業者へ委託する場合は、次のルールに気を付け、委託基準を守らなければなりません。

産業廃棄物処理（収集運搬・処分）業者と契約する時のルール

ルール 1 ▶ 委託業者が的確に処理を実施できる能力を有していることを予め確認しておく

産業廃棄物処理の許可は産業廃棄物の種類ごとになっています。産業廃棄物の処理を委託する際は、処理を委託する産業廃棄物の種類が許可された事業の範囲に含まれていることを、予め産業廃棄物処理業者の許可証で確認しておく必要があります。



ルール 2 ▶ 委託契約書を書面にて締結する

委託前に収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ書面による委託契約書を締結しなければなりません。委託契約書には、処理業者の許可証のコピーを必ず添付し、委託終了日から**5年間の保存が必要**です。

ルール 3 ▶ 産業廃棄物引き渡し時にマニフェストを交付する

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際には、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に必要事項を記入して交付しなければなりません。交付したマニフェストは**5年間の保存が必要**です。電子マニフェスト制度を活用することもできます。

また、前年度1年間に交付したマニフェストについて6月末までに埼玉県（※）に産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出しなければなりません。

※報告先は埼玉県中央環境管理事務所（さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 ☎ 048-822-5199）となります。



産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃えがら（焼却灰など）
	2	汚泥（排水処理汚泥、建設汚泥、ビルピット汚泥など） ※し尿を含むビルピット汚泥は一般廃棄物です。
	3	廃油    オイル てんぷら油 ペンキ など
	4	廃酸（廃バッテリー液などの酸性の廃液）
	5	廃アルカリ（自動車不凍液などアルカリ性の廃液）
	6	廃プラスチック類      発泡スチロール 弁当ガラ ペットボトル 農業用ビニール タイヤ など
	7	ゴムくず（天然ゴムくずなど）
	8	金属くず     空き缶 トタン ドラム缶 アルミホイール など
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず      ビン類 板ガラス ブロック 陶器 など
	10	鋳さい
	11	がれき類（建設工事によって生じたコンクリート片、レンガ、瓦など）
	12	ばいじん（工場等の集塵設備で捕集したばいじん）
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず（建設業、紙製造業、製本業などから排出されるもの）
	14	木くず（建設業、木材製造業などから排出されるもの）
	15	繊維くず（建設業、繊維工業などから排出されるもの）
	16	動植物性残さ（食品製造業などから排出されるもの）
	17	動物系固形不要物（と畜場から排出されるもの）
	18	動物のふん尿（畜産農業から排出されるもの）
	19	動物の死体（畜産農業から排出されるもの）
	20	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

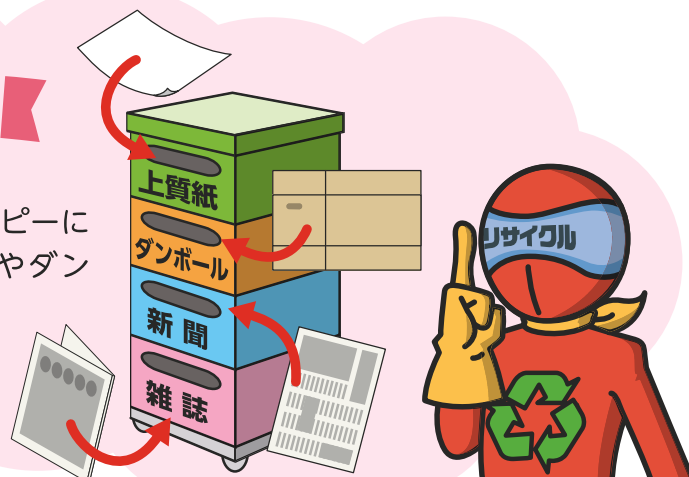
4 ごみの減量化とリサイクル

ごみの減量化とリサイクルにはごみと資源物の分別が効果的です。ごみは収集運搬費用や処理費用が生じますが、資源物は有価で売却できる場合があります。

資源物には古紙、くず鉄、空きびん類、古繊維などが該当します。売却先は事業所が自ら選定してください。

ごみ減量一〇メモ

事務所のごみ減量には両面コピーによるコピー用紙使用量の削減やダンボール、新聞、雑誌等を分別保管するスペースを設けるなどが有効！





5 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物とは爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するごみをいいます。これに該当すると、通常のごみよりも規制が厳しくなります。



主な特別管理産業廃棄物の種類

種類	説明	
燃焼性の廃油	 灯油類  揮発油類、軽油類	
腐食性の廃酸、廃アルカリ	pH 値が 2.0 以下の廃酸、12.5 以上のアルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関等で発生した、感染のおそれのあるごみ	
特定有害産業廃棄物	PCB 廃棄物	PCB が含有、又は付着しているごみなど
	廃石綿等	石綿が飛散するおそれのあるごみなど
	廃水銀等	特定施設から排出される廃水銀又は廃水銀化合物など
	有害金属等を含む産業廃棄物	特定施設で生じた、有害金属等が基準に適合しない鉱さい、ばいじん、燃えがら、汚泥、廃酸、廃アルカリなど

6 参考資料

1. ごみをめぐる排出事業者リスク

排出事業者のリスクには大きく「法令に違反してしまうリスク」と「処理委託後の不適正処理に巻き込まれるリスク」があり、これらは事業としてごみを排出し続ける限りなくなることはありません。

(1) 法令に違反してしまうリスク

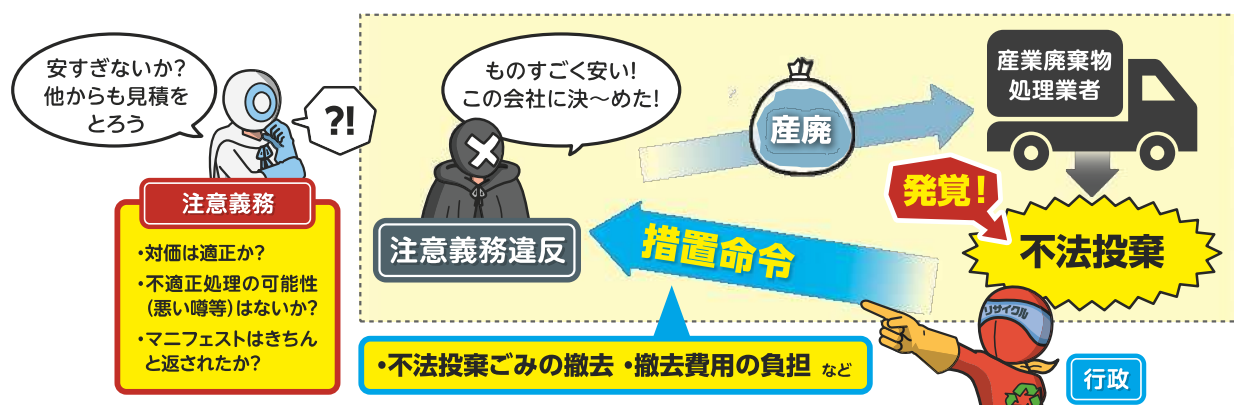
排出事業者に関する主な罰則は以下のとおりとなります。

罰則の内容	両罰※	主な違反行為の例	
5年以下の懲役 若しくは 1000万円以下の罰金 又はこの両方	有	委託基準違反	・廃棄物処理業の許可を持たない者にごみの処理を委託した
	有	措置命令違反	・生活環境保全上の支障物を除去する命令に違反した
	有	投棄禁止違反	・ごみをみだりに投棄した（未遂行為を含む） ※家庭ごみ集積所に事業系ごみを捨てる行為も該当します
	有	焼却禁止違反	・ごみをみだりに焼却した（未遂行為を含む）
3年以下の懲役 若しくは 300万円以下の罰金 又はこの両方	有	委託基準違反	・契約を未締結のまま委託した ・契約書の記載事項に不備があった ・契約書の保存義務違反
1年以下の懲役 若しくは 100万円以下の罰金	有	管理票義務違反	・マニフェストを交付せずに委託した ・マニフェストの記載事項に不備があった ・マニフェストの写しの保存義務違反
30万円以下の罰金	有	報告拒否 虚偽報告	・県や市から求められた報告を、拒否又は虚偽の報告を行った
	有	立ち入り検査 拒否・妨害	・県や市が行う立ち入り検査等に対し、拒否又は妨害した

※両罰…法人両罰規定の略。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の罰則は原則として**違反行為者個人**（実行者や担当者など）に対して科されますが、違反行為者個人がその法人の業務として違反行為をした場合、所属する法人に対しても**罰金刑（3億円以下）**が科されます。

(2) 処理委託後の不適正処理に巻き込まれるリスク

法令違反がなくても、注意義務を怠ることで排出事業者措置命令がされる場合があります。



2. よくあるご質問について



Q1

事業所等で従業員が飲食した結果生じた弁当がらやカップ麺の容器は、どのように捨てればいいのか？

A1



事業活動に伴って生じた廃プラスチック類であるため産業廃棄物として適正に処理してください（P7）。ただし、食べ残しの弁当（残飯）や木製の割りばしは、事業系一般廃棄物となります（P4）。

事業者が事務所で発生した弁当がら等の産業廃棄物を従業員に自宅に持ち帰らせて家庭ごみとして市町村の家庭ごみ集積所に出すことは、廃棄物の投棄禁止違反（P10）になるおそれがあります。



Q2

事業所の敷地内にごみを不法投棄された場合はどのようにすればいいのか？

A2



ごみの不法投棄は廃棄物処理法で厳しく罰せられる犯罪です（P10）。まずは警察に連絡してください。不法投棄されたごみは実際に不法投棄を行った行為者あるいはそのごみの排出者に処理の責任があります。ですが、そのいずれも判明しない場合は土地の所有者又は管理者の責任で処理することとなります。普段からの清掃やごみの不法投棄防止対策（フェンス・看板の設置等）を心がけてください。



Q3

事業所等の清掃を清掃会社に委託している場合、清掃によって生じたごみの排出者は清掃会社となるのか？

A3



清掃会社は清掃前から事業所等で発生していたごみを一定の場所に集積させているに過ぎず、ごみの排出者とはみなしません。したがって排出者は当該ごみを発生させた事業所の設置者又は管理者となります。清掃会社がそのまま清掃ごみの収集運搬又は処分を行うのであれば廃棄物処理業の許可等を受けている必要があります。

ただし「樹木の剪定の結果生じた剪定枝」「建物の解体の結果、生じた廃棄物」は各々の事業の結果生じたごみとされ、排出者はそれぞれ「管理者から委託を受けた剪定業者」「解体工事の元請会社」となります。

事業系ごみの分類早見表 (50音順・間違いやすいもの)

※排出の状況や物の性状等により、下記に当てはまらない場合があります。

※事業系一般廃棄物の分類は北本市でのものです。他自治体では当てはまらない場合があります。

具体例	ごみの種類		備考
あ アルミ缶	産廃	金属くず	
い 衣類(合成繊維系)	産廃	廃プラ	天然繊維系は一廃(可燃)
い インクカートリッジ	産廃	混合	廃プラ、汚泥の混合
う 植木鉢	産廃	ガラ陶	
え 鉛筆	一廃	可燃	産廃の場合、木くず、汚泥の混合
お オイル	産廃	廃油	
か カーテン	産廃	廃プラ	天然繊維系は一廃(可燃)
か カッターナイフ	産廃	混合	金属くず、廃プラの混合
か 紙おむつ	一廃	可燃	病院からのものは産廃
か 乾電池	産廃	混合	金属くず、汚泥の混合
き キーボード(PC用)	産廃	混合	金属くず、廃プラの混合
き 木の枝・木くず類	一廃	可燃	建設系は産廃(木くず)
く 草	一廃	可燃	建設系は産廃(木くず)
く 軍手	一廃	可燃	
く クリアファイル	産廃	廃プラ	
け 蛍光灯	産廃	混合	金属くず、廃プラ、ガラ陶の混合
け 携帯電話	産廃	混合	金属くず、廃プラ、ガラ陶の混合
け 玄関マット(合成繊維系)	産廃	廃プラ	天然繊維系は一廃(繊維くず)
こ コップ(ガラス製)	産廃	ガラ陶	
こ コーヒーかす	一廃	可燃	
こ ゴム手袋・ゴム長靴	産廃	廃プラ	
こ コンクリートブロック	産廃	ガラ陶	建設系は産廃(がれき類)
こ 梱包用結束バンド(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
さ 作業服(合成繊維系)	産廃	廃プラ	天然繊維系は一廃(繊維くず)
さ 雑誌	一廃	可燃	
さ 皿(ガラス・陶磁器製)	産廃	ガラ陶	
し 自転車	一廃	粗大	産廃の場合、金属くず、廃プラの混合
し シャープペンシル	産廃	混合	産廃の場合、廃プラ、汚泥の混合
し 絨毯	一廃	粗大	繊維系は一廃(繊維くず)
し 消火器	一廃	粗大	中身のないもののみ 産廃の場合、廃プラ、金属、汚泥の混合
し 食品用ラップフィルム	産廃	廃プラ	
す スリッパ	産廃	廃プラ	

具体例	ごみの種類		備考
せ 洗剤容器	産廃	廃プラ	
そ ソファ	一廃	粗大	産廃の場合、廃プラ、木くずの混合
た タイヤ	産廃	廃プラ	
た 畳	一廃	粗大	1日8枚まで。ウレタン製は産廃(廃プラ)
た 段ボール	一廃	可燃	
ち 茶がら	一廃	可燃	
つ 机	一廃	粗大	
て 電気コード	産廃	混合	金属くず、廃プラの混合
て てんぷら油	産廃	廃油	
と トタン(金属製)	一廃	粗大	産廃の場合、金属くず
の 農機具(くわ、つるはし等)	一廃	粗大	産廃の場合、金属くず、木くずの混合
の 農業用ビニール	産廃	廃プラ	
は パイプ式ファイル	産廃	混合	金属くず、廃プラの混合
は はさみ	産廃	混合	廃プラ、金属くず等の混合
は バッテリー	産廃	混合	廃プラ、金属くず、廃酸の混合
は 発泡スチロール	産廃	廃プラ	
ひ ビニールひも	産廃	廃プラ	
ふ 布団	一廃	粗大	
ふ フロッピーディスク	産廃	混合	金属くず、廃プラの混合
へ ベニヤ板	一廃	粗大	建設系は産廃(木くず)
へ ヘルメット	産廃	廃プラ	
へ ペンキ	産廃	廃油	状況によって廃プラ、汚泥
へ 弁当がら	産廃	廃プラ	食べ残しは一廃
ほ 帽子(合成繊維)	産廃	廃プラ	天然繊維系は一廃(繊維くず)
ま マウス(PC用)	産廃	混合	金属くず、廃プラの混合
め めがね	産廃	混合	金属くず、ガラ陶の混合
も 毛布	一廃	可燃	
も 燃えかす	産廃	燃え殻	
ら ライター	産廃	混合	廃プラ、金属くず、廃油の混合
り リモコン	産廃	混合	金属くず、廃プラの混合
わ 割りばし	一廃	可燃	

【注】ごみの種類… **一廃**：事業系一般廃棄物、 **産廃**：産業廃棄物、 **廃プラ**：廃プラスチック類、
ガラ陶：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、混合物は **混合** と記載
 埼玉中部環境センターにもやせるごみとして搬入できるものは **可燃**、粗大ごみとして搬入できるものは **粗大** と記載

【備考】「建設系」：建設工事に伴って発生したもの

発行
問合せ先

北本市 市民経済部 環境課 廃棄物・リサイクル担当
☎048-591-1111 (内線2293・2294・2295)
 〈直通〉 **☎048-594-5553**



令和2年3月発行